

意外と簡単?! 電子申請

7N4SGU 藤生 治美

因みに、タイトルは確定申告のPRコマーシャルから拝借(汗

こーんなに大胆なタイトルを打っておきながら、実は電子申請をしたことがないのね>あたし(爆)

むしろこの記事を書き忘れたらと思うので、嫌がらずに暖かく見守って下さい。まずは電子申請が始まったいきさつなどをご紹介します。

～何で電子申請なの?～

2001年に政府によって策定された「**e-Japan** 戦略」。

ここで日本国政府は「電子政府」をめざすべく、インターネット環境のインフラ整備、またそれを最大限生かした「電子商取引」を強く推し進めています。

世界中でインターネット社会が進む昨今、わが国日本としてもその波に追いつけ追い越せ!という事でIT化を進めています。

例えば

- ・ ペーパーレス化による経費削減
- ・ ネット網が全国どこにいても同じ条件で使えることで、中央と地方の格差が少なくなる(情報の入手スピードが早くなる)
- ・ 官庁がITを導入する事により新規産業の創出が期待できる

などなど、単に「IT化」とあなどるなかれ。いろいろな業界に波及効果が期待できるのよ、これが。

この原稿が皆さんに読まれる頃には、所得税確定申告の期限間近で私の職場は大忙しモード(苦)ちなみに、この所得税確定申告にも「電子申告・電子納税」が昨年導入されておりまして、私の職場でも上司が電子申告で確定申告を行いました。

～電子申請で何が出来るの？～

まだまだ市町村レベルでは何もできないらしいです(痛)
県レベルになりますと、使用できるサービスが結構あります。
群馬県の例であげてみましょう。

- ・一般旅券の申請等(パスポート申請)
- ・県立図書館、文化会館等県の施設の使用申請
- ・県職員採用試験申込
- ・道路使用許可申請
- ・県立高校卒業証明書

適当にあげてみましたが、上記はほんの一部です。結構使えるんですね。
これが市町村レベルにまで広がれば、公民館や体育館の使用申請とかが、お家で出来るんですよ、これが！

こーんな流れで、私たちアマチュア無線家になじみ深い無線局申請も電子申請が出来ます。ちなみに以下の申請が電子申請できますよ～。

- ・無線局の免許申請
- ・無線局再免許申請
- ・移動する無線局の常置場所等の変更の届出
- ・識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許可時間の指定の変更の申請
- ・無線局設備の設置場所、移動範囲、通信事項、放送事項等の変更の申請
- ・無線設備変更工事等の許可又は届出
- ・予備免許中の工事設計の変更の申請
- ・予備免許中の工事設計の変更の届出
- ・予備免許中の通信相手、通信事項、放送事項等の変更の申請
- ・予備免許中の識別信号、電波の型式等の指定の変更の申請
- ・無線局の廃止の届出

あれ？電波利用料前納申請は出来ないの？(泣)

そんな訳で、電子申請の第一歩、住民基本台帳カードの取得。何故取得するかというと、電子申請に電子署名が必要だからです。

ちなみに即日発行の自治体と後日発行の自治体があります。
これは自前でカードを作成するか、業者に委託するかの違いです(笑)

住基カードには、
Aタイプ(顔写真無し)
Bタイプ(顔写真有り)があります。
両方ともICチップ搭載なので、(両方とも)電子署名に使えますが、
Bタイプは公的な身分証明書として各所で使えますから、この際、Bタイプを取得してみましよう。

さーて、取得する前に調べなくっちゃね。
まず、手始めにお住まいの市町村のホームページをチェックしてみましよう。
住民基本台帳ネットワーク関連のページがあるでしょう。
そこで住基カード取得に何が必要か書いてあります。

ほとんどの場合、

- ・写真(縦4.5cm、横3.5cmのパスポートサイズ)
- ・印鑑(三文判が良い)
- ・運転免許証等の身分証明書

を用意してくださいって書いてあります。

ちなみに私の住所地群馬県笠懸町では住基カードの取得方法についてホームページに何も書いてありませんでした(泣)
そういう場合は住民課に電話で問い合わせましよう。

次ページで私が(住基カードを)取得したプロセスを紹介します。

まず、窓口に行き、取得したい旨を伝えますと、申請書類を渡されますので必要事項を書きましょう。笠懸町は後日発行でしたので、初日は書類の記入と三文判の捺印のみ行いました。

・・・2週間ほどでカードが出来ましたという書留が届きました。
その書類と身分証明書とハンコを持って再び役場へ。

まず始めにカードの発行手数料として500円支払いました。職員が専用端末を立ち上げ、カードリーダーにカードを挿入。そして住基カードのパスワード(任意の数字4桁)を私が入力しました(もちろん職員には分かりません)

これだけですと、ただの身分証明書ですので、次はカードのICチップに個人認証を埋め込みます。先ほどの端末とはまた別の専用端末を起動しまして(カードリーダーも別の物が出てきました)そのカードリーダーにカードを挿入。タッチパネルのキーボードが目前面に出てきて、またまた任意のパスワード(英数字6ケタ以上)の入力を求められました。そんな訳でまた私が入力。もちろん職員には分かりません。

そしてこの個人認証の手数料として更に500円支払いました。合計1000円。これで個人認証付きの住基カードが完成しました。

ちなみに所用時間は1時間程。ずいぶん簡単に書きましたが、笠懸町ではあまり発行されていないらしく、職員も不慣れだった事が、時間がかかった要因だと思われれます。

注意事項として住基ネットワークの稼働時間が9時～5時までなので(全国共通)、時間ギリギリに行くと最後まで処理が出来ない可能性があります。取得の際は時間に余裕をもって行きましょう。

今回はここまで。次回はICカードリーダーライター購入からご紹介しようと思っています。

追記:ちなみに市町村合併で市町村名が変わると住基カードが無効になってしまうとの事。笠懸町は今年2006年3月27日、合併により『みどり市』になります(泣)